

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	五六
○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	五六
告示	五七
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	五七
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	五七
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五七
○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件	五七
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	五七
○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五七
○育種母樹林等を指定した件	五八
○道路の供用を開始する件	五九
○水防警報を発する河川を指定する件	五九
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	五九
公告	五九
○一般競争入札を行う件	五〇
○落札者を決定した件	五〇
福島県教育委員会	五三
○博物館法第十三条第二項による変更登録をした件	五三
福島海区漁業調整委員会	五三
○はえなわ漁業について指示する件	五三
○漁業法により指示する件	五三

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十七号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道一一五号の項及び別表第二の一の表一般国道一一五号の項

中

相馬市山上字小田原三〇
○番一―地先
（相馬山上インターチェンジ入口）

を

相馬市粟津字長沢八九番
―地先
（相馬インターチェンジ入口）

に改める。

附 則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

（都市計画課）

告 示

福島県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモ調剤薬局喜多方西店	喜多方市字経壇四三	令和元年一月一日
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区小高字金谷前八四	令和元年八月一日
薬局青い鳥ファーマシー	南相馬市原町区栄町二丁目六二―三	令和二年八月一日

ひまわり薬局 K O R I M A C H I	伊達郡桑折町字陣屋二一六 N i k o h A 一〇一	令和二年七月 一日
-----------------------------	---------------------------------	--------------

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
調剤薬局くすりの大福	須賀川市西川字池ノ上五 一一七〇	須賀川市西山寺町一八

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
ファミリー薬局	伊達郡桑折町字堰合二一九	令和二年三月 三二日

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定 辞 退 年 月 日
松本歯科医院	岩瀬郡鏡石町中央一七五一一	令和二年三月三二日

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
大窪 幸	南相馬市原町 区陣ヶ崎一 三一一 メゾ ン陣ヶ崎A二 〇四	イーグル整骨 院ヨークタウ ン原町店	南相馬市原町区旭町 三丁目五八一	令和二年四月 一日

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと

される生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
穴戸 一樹	南相馬市原町区本町二丁目八二一ニ二 モ・メゾン NE二〇五	イーグル整骨院 ヨークタウン原町店	南相馬市原町区旭町三丁目五八一	令和二年四月一日
濱田 和馬	石川郡石川町響取五三三四 ヴィルソ レイユ大日向 二〇三号	きまもり接骨院	石川郡石川町下泉一八六	令和二年七月二日

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
のぞみ薬局 相馬店	相馬市新沼 字坪ヶ迫一 三五八	有限会社ケン	会津若松市湯川 町一六二	令和二年六月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指

みなづるデ イサービス センター	会津若松市 河東郡山 字中子山二 五一一	社会福祉法 人会津若松 市社会福祉 協議会	会津若松市追手 町五三二	令和元年七月一日	認知症対 応型通所 介護予 介護予
ニチイケア センター北 郷	南相馬市鹿 島区西町一 丁目一三	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二 九	令和二年七月一日	介護予 防・日常 生活支援 サービス (訪問型 サービス)
コスモ調剤 薬局伊達町 店	伊達市片町 三八二	株式会社コ スモファ ーマ	郡山市桑野三丁 目二二二	令和二年六月二四日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
げんじろう 調剤薬局船 引店	田村市船引 町船引字源 次郎一二 五三七	株式会社コ スモファ ーマ	郡山市桑野三丁 目二二二	令和二年六月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
小野木クリ ニック指 定訪問リハ ビリテー ション事業 所	会津若松市 材木町二丁 目五二〇	小野木 仁	会津若松市大町 二丁目二二三 〇一九〇二	令和二年四月一日	訪問リハ ビリテー ション 介護予 防訪問リ ハビリテ ーション
デイサービ スクロー パー	須賀川市坂 の上町一	株式会社ク ローパー	須賀川市陣場町 一〇八	令和二年八月七日	地域密着 型通所介 護

防認知症 対応型通 所介護

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十三号
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和二年九月十八日次のとおり育種母樹林を指定した。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあつては面積	法第三十三条の三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二二二号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂七一一		
				面積(ha)	福島県
				〇・〇八八	

(森林整備課)

福島県告示第六百三十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八四〇番三地 先から 同 市字一本木上七七四二番一 地先まで	令和二年九月一日

福島県告示第六百三十五号
 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区 域
濁川	左岸 福島市郷野目字宝来町から福島市小田字川ノ端まで 右岸 福島市鳥谷野字下宿から福島市小田字山岸まで

(河川整備課)

福島県告示第六百三十六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和二年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津若松市 津若松処理区)
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業（会津若松市公共下水道（津若松処理区））
 - 三 事業認可の年月日 昭和四十八年十一月十六日
 - 四 事業施行期間 昭和四十八年十一月十六日から令和十年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十六年福島県告示第四百四十四号）の事業地に会津若松市湯川南、花見ヶ丘二丁目及び東年貢一丁目の全部の区域を加える。
 同事業地のうち会津若松市花見ヶ丘三丁目、西年貢二丁目、門田町大字徳久字竹之元、門田町大字日吉字丑淵、門田工業団地、飯寺北一丁目及び幕内南町の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち会津若松市花見ヶ丘一丁目、建福寺前、北青木、門田町大字黒岩字南青木、字嬬竹ヶ丘及び字大坪、門田町大字飯寺字村西、字村東及び字上川原、神指町大字南四合字幕内南、幕内西、深川西及び才ノ神並びに住吉町の各一部の区域を変更する。
- 使用の部分 なし
 (下水道課)

公告第200号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか13施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月12日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7392
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年10月12日(月)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年9月18日(金)から同年10月12日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月21日及び同月22日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月29日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和2年10月28日(水)午後1時30分
(2) 場所 福島県自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年10月27日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 13 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 28 October 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 October 2020
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

(農林総務課)

公告第201号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ゲノム分析機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レイテストサイエンス 宮城県仙台市若林区卸町2丁目11番地3
- 5 落札金額
49,995,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年6月26日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録事項の変更登録をした。

令和二年九月十八日

福島県教育委員会

博物館の名称		異動事項		変更年月日
所在地	設置者の名称	新	旧	
藤田記念博物館	公益財団法人藤田教育振興会	新	旧	平成二六年四月一日
所在地	白河市二番町四六一	白河市五郎窪三七一	令和二二年八月一日	

(社会教育課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和二年九月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 操業の承認
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 承認の対象漁船
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
- 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

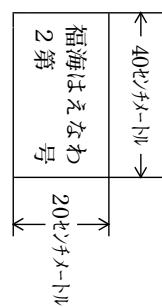
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年十月一日から令和三年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和二年九月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和二年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。